(3)　区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び(二)の(2)に規定する構成員の全員の合意により作成することとした。（第八条第六項関係）

(4)　内閣総理大臣は、(1)の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。（第八条第七項関係）

(四)　構造改革特別区域法の特定事業

(1)　国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　(1)の記載のある区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして、同法に規定する規制の特例措置等を適用することとした。（第一〇条第三項及び第四項関係）

(五)　認定の取消し

内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が(三)の(4)に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができることとした。（第一一条第一項関係）

(六)　認定区域計画の進捗状況に関する評価

国家戦略特別区域会議は、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。（第一二条関係）

5　認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(一)　旅館業法の特例を定めることとした。（第一三条関係）

(二)　医療法の特例を定めることとした。（第一四条関係）

(三)　建築基準法の特例を定めることとした。（第一五条及び第一六条関係）

(四)　道路法の特例を定めることとした。（第一七条関係）

(五)　農地法等の特例を定めることとした。（第一八条及び第一九条関係）

(六)　都市計画法等の特例を定めることとした。（第二〇条～第二五条関係）

(七)　政令等で規定された規制の特例措置に係る規定を定めることとした。（第二六条関係）

(八)　地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る規定を定めることとした。（第二七条関係）

(九)　国家戦略特区支援利子補給金の支給に係る規定を定めることとした。（第二八条関係）

6　国家戦略特別区域諮問会議

(一)　設置

内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置くこととした。（第二九条関係）

(二)　所掌事務

会議は、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどることとした。（第三〇条関係）

(三)　組織等

会議は、議長及び議員一〇人以内をもって組織し、議長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。（第三一条及び第三二条関係）

7　雑則

(一)　個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三七条関係）

(二)　構造改革特別区域において実施される事業との連携に係る規定を定めることとした。（第三八条関係）

8　施行期日等

(一)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）

(二)　検討

(1)　政府は、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であって全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

(2)　政府は、公立学校の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第四項関係）

(3)　政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用等の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第五項関係）

(4)　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第六項関係）

◇特定秘密の保護に関する法律（法律第一〇八号）

（内閣官房）

1　総則

(一)　目的（第一条関係）

この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とすることとした。

(二)　定義（第二条関係）

この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁及び内閣府の外局、国の行政機関として置かれる機関、これらの施設等機関及び特別の機関で警察庁その他政令で定めるもの並びに会計検査院をいうこととした。

2　特定秘密の指定等

(一)　特定秘密の指定（第三条関係）

(1)　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定することとした。ただし、内閣総理大臣が6の(一)の(2)の者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでないこととした。

(2)　(1)による指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため表示等の措置を講ずることとした。

(二)　指定の有効期間及び解除（第四条関係）

(1)　行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとした。

(2)　行政機関の長は、指定の有効期間が満了する時において、(一)の(1)に規定する要件を満たすときは、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長することとした。

(3)　指定の有効期間は、通じて三〇年を超えることができないこととした。

(4)　(3)にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三〇年を超えて延長することができることとした。ただし、次に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六〇年を超えることができないこととした。

イ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物